

## 山形県私学大会表彰内規

### 対象者

- 1 認可された私立学校等の設置者及び教職員等で表彰のとき、現職にあるもの並びに功績顕著なものとする。ただし、非常勤の教職員等は除く。
- 2 表彰のときから逆算して1年以内の退職者は、表彰の対象とする。

### 勤続年数

- 1 勤続年数は、表彰のときにおいて満20年以上とし、満20年、満30年等10年毎の勤続年数に達したものとする。
- 2 勤務した私立学校等が2校以上にわたる場合は、その所在地にかかわらず通算する。
- 3 私塾（無認可校）等に勤務したものについて、当該私塾等が現在認可された学校等の前身である場合は、当該私塾等をその当時認可あったものとみなして勤続年数に通算する。
- 4 保育所（認可保育所・届出保育施設等）に勤務したものについて、当該保育所が現在認可された認定こども園の前身である場合は、当該保育所での勤務期間を勤務年数に通算する。
- 5 短期大学等に勤務したものについて、当該人が会員設置の私立大学に勤務した場合は、その勤務期間を勤続年数に通算する。
- 6 教職員等から設置者となった場合等は通算する。
- 7 休職及び非常勤の期間は、勤続年数から除外する。

### 既表彰

さきに、山形県知事又は他の上級官庁等より永年勤続及びその他の功績等により表彰を受けたものも表彰の対象とする。